

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和60年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月31日から同年4月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、A事業所に昭和60年3月31日まで勤務しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所から提出のあった退職手当の支給に係る資料により、申立人は、当該事業所に昭和60年3月31日まで勤務していたと認められる。

また、当該事業所では、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の取扱いについて、「申立人は昭和60年3月31日まで正職員として勤務し、給与から同年3月分の厚生年金保険料を控除していた。同年4月1日とすべき資格喪失日を同年3月31日と誤って届け出た。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和30年11月1日から62年3月1日までの期間に、当該事業所において同保険の被保険者資格を取得した者は27人いるが、このうち平成

21年12月時点で被保険者である者一人及び月の途中で同資格を喪失した8人を除く18人中17人が月末退職、翌月1日同資格喪失となっており、申立人だけが、月末に退職し、月末に同資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和60年2月のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、一方で、申立人の資格喪失日を昭和60年3月31日と届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 55 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 4 月から平成元年 3 月まで A 事業所に勤務したが、年金記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとされている。

しかし、昭和 53 年 3 月に A 事業所で撮影した写真もあり、申立期間に同事業所に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする A 事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、A 事業所の上部団体から提出のあった採用関係資料及び申立人が名前を挙げている元同僚の供述により、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 事業所の上部団体から提出のあった資料によると、申立期間当時に当該事業所において非正規職員として採用された者は、申立人を除き 5 人いるが、このうち、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる被保険者は 3 人であり、他の二人は、オンライン記録上、国民年金等に加入していることが確認できるなど、当該事業所では非正規職員全員を厚生年金保険に加入させていたとは言い難い。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和 55 年 12 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失した旨の記載が確認できるとともに、上記被保険者原票上、申立人は同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したこととされており、双方の記録に不自然さが無い上、国民年金被保険者台帳上、申立人は、申立期間について国民年金に加入し、当該期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、「申立人が申立期間当時、勤務していたことは憶えているが、申立人の厚生年金保険の加入の有無については分からない。」と回答しており、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料を控除されていたことは確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 山形厚生年金 事案 917

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、株式会社Aに昭和 61 年 3 月 31 日まで勤務していた記憶がある。

所持している昭和 61 年 3 月の給料支払明細書では社会保険料が控除されているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給料支払明細書（昭和 60 年 3 月を除く 56 年 4 月から 61 年 3 月までの期間に係るもの）を見ると、昭和 61 年 3 月の同明細書上、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間当時の株式会社Aにおける厚生年金保険料の控除方法は、上記給料支払明細書により、定時決定時（昭和 59 年 10 月）の翌月から厚生年金保険料の控除額が変更されていることから、翌月控除であることが確認でき、上記控除保険料は、同年 2 月分であり、同年 3 月分の厚生年金保険料が控除されたことを確認することができない。

また、雇用保険の加入記録から、申立人は昭和 61 年 3 月 29 日に株式会社Aを退職していることが確認でき、この退職日は、オンライン記録上の厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

さらに、当該事業所に対し、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の取扱いについて照会したが、「申立期間当時の関連資料が無く不

明である。」としており、申立人が同年3月31日まで勤務していたことを確認できる供述は得られなかった。

加えて、オンライン記録上、当該事業所において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者11人に、申立人の勤務実態等について照会し、6人から回答を得たが、申立人の勤務期間を特定できる供述は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 9 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月から同年 12 月まで  
② 昭和 31 年 4 月から同年 12 月まで  
③ 昭和 32 年 4 月から同年 12 月まで  
④ 昭和 33 年 4 月から同年 12 月まで  
⑤ 昭和 34 年 4 月から同年 12 月まで  
⑥ 昭和 35 年 4 月から同年 12 月まで  
⑦ 昭和 36 年 4 月から同年 12 月まで  
⑧ 昭和 37 年 4 月から同年 12 月まで  
⑨ 昭和 38 年 4 月から同年 12 月まで  
⑩ 昭和 39 年 4 月から同年 12 月まで  
⑪ 昭和 40 年 4 月から同年 12 月まで  
⑫ 昭和 41 年 4 月から同年 12 月まで  
⑬ 昭和 42 年 4 月から同年 12 月まで  
⑭ 昭和 43 年 4 月及び同年 5 月

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、各申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和 30 年から 42 年までの期間のうち、各年とも 4 月から 12 月までの期間と 43 年 4 月及び同年 5 月については、A 株式会社に勤務し、現場作業に従事した。

給与明細書等、証拠になるものは持っていないが、各申立期間について、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA株式会社は、各申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、当該事業所に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について照会したところ、「昭和 51 年に事業所を移転した際に書類を処分したため、申立期間当時の関連資料が残っておらず不明である。」としており、申立人の勤務実態等を確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、「A株式会社に勤務していた期間は短期間であり、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しており、申立人同様、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

さらに、当該事業所に勤務していた者は、「厚生年金保険の加入は正社員のみであり、臨時雇用者は加入させていなかったと思う。また、申立人の仕事の内容からみて、申立人は、臨時雇用だったと思われる。」旨供述していることから、当該事業所では、現場作業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは言い難い。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、申立期間を含む昭和 30 年から 43 年にかけて、申立人が主張するように、厚生年金保険の被保険者資格の得喪を繰り返している者は見当たらない上、同被保険者名簿上、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、各申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても、保険料が控除されていたことについての記憶が定かでは無い。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑦から⑭までの期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。